

# 食品安全情報（化学物質） No. 14/ 2011（2011. 07. 13）

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部  
(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

## 目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

### 【FAO】

1. JECFA 74 回会合 要約と結論

### 【EC】

1. 化学物質混合物の毒性及び評価に関する予備的意見について意見募集
2. 食品獣医局（FVO）視察報告書：インド アフラトキシン汚染 スパイス
3. GMO についてのルール：管理のハーモナイゼーション
4. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

### 【EFSA】

1. EFSA は「一般機能」強調表示の 5 番目の一連の評価を発表
2. 「虫歯予防」ジュース飲料についての声明
3. 物理化学的データ、定量的構造活性相関（QSAR）および毒性学的懸念閾値評価からの読みとりの適用可能性
4. EFSA の食品と飼料の安全性危機準備と対応についての年次報告書 2010
5. EFSA はアスパルテムに関するデータ要請の結果オリジナル研究のデータを入手
6. エディトリアル：農薬についての結論
7. アルファアミラーゼ遺伝子を組み換えた *Bacillus licheniformis* 及び *Aspergillus niger* の試験的記述の評価
8. EFSA はまるごとの食品及び飼料の 90 日間混餌投与試験ガイドラインにパブリックコメント募集
9. 飼料添加物に関する科学的意見等
10. 香料グループ評価

### 【FSA】

1. FSA は土を食べることについて警告

### 【DEFRA】

1. 600 万ポンドの動物用医薬品の密輸で 13 人が有罪判決

### 【MHRA】

1. ハーブ安全性警告
2. 消費者に対し勃起不全用に販売されている Africa Black Ant、Rock Hard Weekend、Pandora および The Best を使用しないよう警告
3. MHRA は危険な「ハーブ」治療薬に警告

### 【RIVM】

1. エンドスルファン：世界での使用の段階的禁止に反対する主張の精査

### 【ANSES】

1. 食事からの化学物質暴露：ANSES は第 2 回フランス人トータルダイエツトスタディの結果を発表

### 【FAI】

1. 94%の予防的食食物アレルギー表示は信頼できない

### 【EVIRA】

1. ヒ素分析の新しい可能性

### 【FDA】

1. ニューヨークのダイエタリーサプリメント会社が同意判決

2. FDA は密輸対策戦略と新しい食品成分についてのガイドライン案を発表

**【EPA】**

1. EPA は侵襲的カメムシコントロールのために 2 つの殺虫剤を認可

**【CDC】**

1. 高ナトリウム、低カリウム食が死亡リスクと関連

**【USDA】**

1. USDA は遺伝子組換え大豆の環境評価案にパブリックコメントを募集

2. USDA は昆虫耐性遺伝子組換え大豆の環境評価案にパブリックコメントを募集

3. USDA は遺伝子組換えトウモロコシ種子の規制解除を決定

4. USDA は昆虫及び除草剤耐性遺伝子組換え綿の環境評価案にパブリックコメントを募集

**【NIH】**

1. スクープ：消費者向けニュースレター

**【CFIA】**

1. 決定文書：モンサントカナダの大豆(Glycine max (L.) Merr.) Event MON 87701 の安全性について

2. 国際協定によりカナダの消費者にオーガニック食品の選択肢が増加

3. Syngenta Seeds Canada 社からの Event 5307 トウモロコシの新規食品、家畜飼料、環境放出認可申請の通知

**【FSANZ】**

1. 企業向け食品基準サービス

2. 食品基準通知

3. 食品基準改定 No. 124 (FSC 66)

**【APVMA】**

1. オーストラリアのレギュラトリーサイエンスは他国のそれとどう比較されるのか

2. APVMA のエンドスルファン規制は遅かったのか？

3. レビューの知見にもとづきアジンホスメチルの使用法表示更新

4. 表示改訂についての意見募集開始

**【TGA】**

1. 安全性助言 清脂 3 天

**【香港政府ニュース】**

1. 12 食品が安全性検査に不合格

2. 台湾産お菓子リコール

3. 99%の食品は表示計画に準拠

**【KFDA】**

1. 日本原子力発電所関連食品医薬品安全庁対応及び管理動向 [11]

2. グリーンフードゾーン子供食生活安全管理改善推進

3. 食品の基準・規格をモバイルで解決

4. 夏期食中毒予防のためのユッケの特別収去検査を実施

**【AVA】**

1. フタル酸汚染のため輸入停止やリコールされた製品のリスト

---

●国連食糧農業機関 (FAO : Food and Agriculture Organization of the United Nations)

<http://www.fao.org/>

## 1. JECFA 74 回会合 要約と結論

JOINT FAO/WHO EXPERT COMMITTEE ON FOOD ADDITIVES

Seventy-fourth meeting Rome, 14–23 June 2011

SUMMARY AND CONCLUSIONS

Issued 4 July 2011

[ftp://ftp.fao.org/ag/agn/jecfa/JECFA\\_74\\_Summary\\_Report\\_4July2011.pdf](ftp://ftp.fao.org/ag/agn/jecfa/JECFA_74_Summary_Report_4July2011.pdf)

### 添加物

- アルミニウム含有食品添加物：PTWI 2 mg/kg 体重を設定。NOAEL 30 mg/kg 体重/日に安全係数 100 を採用した。この PTWI は食品添加物を含む食品中の全てのアルミニウム化合物に適用される。先の PTWI 1 mg/kg 体重は取り下げる。
- Benzoe tonkinensis (安息香)：ADI 設定にはデータが不適切である。香料としての使用による健康リスクはないと考えられる。
- ガムロジングリセロールエステル(GEGR)とウッドロジングリセロールエステル(GEWR)：GEGR と GEWR についてのグループ ADI を取り下げ、暫定グループ ADI 0-12.5 mg/kg 体重を設定。
- トールオイルロジングリセロールエステル(GETOR)：追加データが必要なため評価を完了できない。
- オクテニルコハク酸修飾アラビアゴム：暫定 ADI として「特定しない (not specified)」を維持する。
- ポリジメチルシロキサン：暫定 ADI 0~0.8 mg/体重/日を取り下げ、ADI 0~1.5 mg/体重/日を設定。
- ポンソー4R：既存の ADI 0~4 mg/kg 体重/日を改訂する必要はない。
- プルラン：暫定 ADI として「特定しない」を維持する。
- *Bacillus licheniformis* で発現させた *Bacillus deramificans* 由来プルランナーゼ：ADI を「特定しない」。
- キノリンイエロー：2013 年末に提出される毒性試験が保留のため追加の安全係数 2 を用いて、先に設定した ADI 0~10 mg/体重/日を取り下げ、ADI 0~5 mg/体重/日を設定。
- サンセットイエローFCF：先に設定した ADI 0~4 mg/体重/日を取り下げ、ADI 0~2.5 mg/体重/日を設定。

### 青酸配糖体

ARfD：0.09 mg/kg 体重（シアン化物として）

PMTDI：0.02 mg/kg 体重（シアン化物として）

### フモニシン

FB<sub>1</sub>、FB<sub>2</sub> および FB<sub>3</sub> の単独または合計のグループ PMTDI：2 μg/kg 体重を維持

---

●欧州委員会 (EC : Food Safety: from the Farm to the Fork)

[http://ec.europa.eu/food/food/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm)

## 1. 化学物質混合物の毒性及び評価に関する予備的意見について意見募集

Public consultation on the preliminary opinion concerning Toxicity and Assessment of Chemical Mixtures

04 July 2011

[http://ec.europa.eu/health/scientific\\_committees/consultations/public\\_consultations/scher\\_consultation\\_06\\_en.htm](http://ec.europa.eu/health/scientific_committees/consultations/public_consultations/scher_consultation_06_en.htm)

現在世界中で行われている化学物質規制は主に個別の物質の評価にもとづいている。しかしながら現実にはヒトや動物や植物は、どんなときでも、生涯にわたり多様な化合物に曝されている。現在の単一化合物の評価では、一連の不確実性については安全係数を導入して対応しているが、EUの化学物質規制は混合物毒性についての最新の科学的情報を考慮することが強く必要とされている。

そこで消費者安全性に関する科学委員会 (SCCS)、健康環境リスクに関する科学委員会 (SCHER)、新興健康リスクに関する科学委員会 (SCENIHR) は共同で混合物の毒性と評価に関する意見を発表するよう要請された。この予備的意見の主な結論は次の通りである。本案についての意見は2011年9月9日まで募集する。

- 共通の作用メカニズムをもつ化学物質は、共同作用で混合物の成分それぞれ単独での影響より大きな複合影響をもたらす可能性がある。
- 作用メカニズムが異なる（つまり独立して働く）化学物質については、個々の化合物が無影響量以下で存在する場合には、混合物が健康上の懸念となるというしっかりした科学的根拠はない。
- 相互作用する化学物質については、相互作用（拮抗、増強、相乗を含む）は通常は中用量または高用量でおこる。低用量では、相互作用は生じないか毒性学的に意味がない。

## 2. 食品獣医局 (FVO) 視察報告書：インド アフラトキシン汚染 スパイス

IN India - Aflatoxin contamination - spices

[http://ec.europa.eu/food/fvo/ir\\_search\\_en.cfm?styp=insp\\_nbr&showResults=Y&REP\\_INSPECTION\\_REF=2011-6026](http://ec.europa.eu/food/fvo/ir_search_en.cfm?styp=insp_nbr&showResults=Y&REP_INSPECTION_REF=2011-6026)

インドのスパイスのアフラトキシンに関する視察は2004年に次いで2回目である。2004年に改善点を指摘し、それへの対応は満足できるものだと評価されていた。ところがRASFFによる通知件数が2008年11件、2009年12件だったものが2010年は98件になったため視察を決定した。

農場でのGAP、加工時のHACCPの履行について監督が不十分であり、公的検査機関の

検査能力も低く信頼性が低かった。RASFF の通知のフォローアップもされていなかった。

### 3. GMO についてのルール：管理のハーモナイゼーション

Rules on GMOs in the EU - Harmonisation of controls

[http://ec.europa.eu/food/food/biotechnology/harmonisation\\_of\\_controls\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/biotechnology/harmonisation_of_controls_en.htm)

飼料中の未承認遺伝子組換え物質へのゼロトレランス政策履行に関する委員会規則 EC 619/2011 が 2011 年 7 月 15 日発効する。

新しい規制のキーポイントは次の通りである。

- 技術的ゼロポイントを 0.1% に設定
- サンプルングや検査を全ての EU 加盟国で調和
- GM 飼料に限定
- 対象となる GM 物質は、EU 以外の国で認可されているもの、EFSA が 0.1% で有害であることを確認していないもの、参照物質があること、定量法があることなどの条件を満たすこと

\* Regulation EC 619/2011

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:166:0009:0015:EN:PDF>

\* Q&A

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/11/451&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

### 4. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

[http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff\\_portal\\_database\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm)

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2011 年第 26 週～第 27 週の主な通知内容 (ポータルデータベースから抽出)

#### 警報通知 (Alert Notifications)

ラトビア産燻製油漬けスメルトのベンゾ(a)ピレン (16.3  $\mu$ g/kg)、スペイン産ニコラポテトのホスチアゼート (0.091 mg/kg)、冷凍海老の表示されていない亜硫酸 (30 mg/kg)、英国産ホタテの下痢性貝毒 (1.5 mg/kg) など。

#### 注意喚起情報 (information for attention)

イタリア産トウモロコシとソバの粉のフモニシン (2432  $\mu$ g/kg)、ブラジル産コンビーフのイベルメクチン (35  $\mu$ g/kg)、モーリタニア産フィッシュミールのダイオキシシン (3.4 ng/kg)、オランダ産松の実による味覚障害、中国産玄米タンパク質濃縮物の未承認遺伝子組換え (Bt63)、米国産チルドホタテの未承認ニリン酸 E450 (3560、441 mg/kg)、ステン

レスプーンからのクロム (9.2 mg/kg) とニッケル (0.2 mg/kg) の溶出、中国産米製品の未承認遺伝子組換え (KeFeng6, Bt63)、ガーナ産パイナップルのクロルピリホス (1.2 mg/kg)、ドミニカ共和国産ササゲのメソミル (0.9 mg/kg)、スペイン産キュウリのホルメタネート (0.2 mg/kg)、ガーナ産 Turia のオメトエート (0.08 mg/kg) とジメトエート (0.1 mg/kg)、タイ産ミモザ水のカルボフラン (0.36 mg/kg) など。

#### フォローアップ用情報 (information for follow-up)

中国産オーガニック松の実による味覚障害、タイ産ライスペーパーからのベンゾフェノン (7530 µg/kg) と 1-ヒドロキシシクロヘキシルフェニルケトン (29.7 µg/kg) の溶出、イタリア産フライパンからのクロムの溶出 (0.3 mg/L)、チェコ産産卵鶏用飼料のサリノマイシン (2.21 mg/kg) など。

#### 通関拒否通知 (Border Rejections)

トルコ産チルドグリーンペッパーのクロフェンテジン (0.042 mg/kg)、トルコ産フレッシュペッパーのマラチオン (0.045 mg/kg)、米国産食品サプリメントのスズとニッケルとバナジウム、タイ産コリアンダーのカルボフラン (2.5 mg/kg) とメソミル (0.71 mg/kg) とカルベンダジム (4.6 mg/kg) とカルボスルファン (0.3 mg/kg)、日本産チルド養殖ブリの一酸化炭素処理 (800 µg/kg)、南アフリカ産ペッパーピクルスのフェンチオン (0.12 mg/kg)、タイ産生鮮コリアンダーのカルボフラン (0.21 mg/kg)、米国産チョコレート製品の未承認新規食品カムカム、中国産乾燥小麦麺のアルミニウム (31 mg/kg)、トルコ産生鮮ペッパーのテトラジホン (0.038 mg/kg)、タイ産メラミン器具からのホルムアルデヒドの溶出 (9.1~16 mg/dm<sup>2</sup>)、トルコ産ブラックオリーブペーストの安息香酸とソルビン産の合計 (1225 mg/kg)、トルコ産ドライトマト詰めグリーンオリーブの亜硫酸 (695 mg/kg) など。

---

#### ● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

[http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa\\_locale-1178620753812\\_home.htm](http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm)

##### 1. EFSA は「一般機能」強調表示の 5 番目の一連の評価を発表

EFSA publishes fifth series of evaluations of 'general function' health claims

30 June 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/110630.htm>

NDA パネル (食品・栄養・アレルギーに関する科学パネル) は、これまで発表されている健康強調表示についての意見 2,187 に加えて、今回 536 を追加した。残り 35 については 2011 年 7 月までに発表する予定である。

最新の 536 の評価のうち、ポジティブな意見だったのは、食物繊維と血中コレステロール濃度や腸機能、炭水化物と電解質を含む飲料と耐久性、ナトリウム低含量と血圧、食物

繊維と食後血糖、メラトニンと入眠、低カロリー食と体重などである。

他の否定的評価だった強調表示は、「女性の健康」や「心のエネルギー」などのような定義不十分なものや、対象が「野菜や果物」「乳製品」などのようにあまりにも広範なカテゴリーと特定の効果を結びつけたものなどである。他にヒトでの研究がないものなどがあつた。

\*参考：今回発表された健康強調表示に関する科学的意見のうちいくつかを別添にて紹介する。

## 2. 「虫歯予防」ジュース飲料についての声明

Statement on 'toothkind' juice drinks

EFSA Journal 2011;9(7):2293 [7 pp.] 08 July 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2293.htm>

NDA パネルは、欧州委員会から「虫歯予防」ジュース飲料に関する助言を求められた。歯の脱ミネラル化削減という効果の立証に関して、歯のミネラル化を直接測定したわけではなく脱ミネラル化の可能性（すなわち歯垢の pH 低下）についての測定を根拠にできるかについて検討を求められた。NDA パネルは、飲料を摂取した直後の歯垢の pH 低下は歯のエナメル質の脱ミネラル化の可能性の指標としては適切であろうと考える。砂糖を含む非アルコール飲料はこのような作用があるが、「虫歯予防」ジュース飲料にはこのような作用はない。しかしながら「虫歯予防」ジュース飲料による歯の脱ミネラル化抑制作用は、典型的な砂糖含有飲料を 1 日に 7 回以上飲む場合にそれを置換することでのみ観察される。もっと少ない頻度でジュースを飲む場合についての検討も依頼された。脱ミネラル化に寄与する砂糖を含む飲料や食品を摂取する消費者にとって、1 回以上のジュースや砂糖入り飲料を虫歯予防ジュース飲料に置換することは歯のミネラル化維持に寄与することが期待できると考えられる。パネルは、強調表示として「歯の脱ミネラル化削減 (reduction of tooth demineralisation)」は「歯のミネラル化維持 (maintenance of tooth mineralisation)」と同じ意味であるとしている。

## 3. 物理化学的データ、定量的構造活性相関 (QSAR) および毒性学的懸念閾値評価からの読みとりの適用可能性

Applicability of physicochemical data, QSARs and read-across in Threshold of Toxicological Concern assessment

23 June 2011

[http://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/159e.htm?WT.mc\\_id=EFSAHL01&emt=1](http://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/159e.htm?WT.mc_id=EFSAHL01&emt=1)

*EFSA の委託した外部報告書*

毒性学的懸念閾値 (TTC) の適用可能性が、物理化学的データや定量的構造活性相関 (QSAR) のような試験によらない毒性データを組み込むことで改善されるかを検討したプロジェクトの報告書。

本プロジェクトの主な目的は、以下の3つのパートからなる。

- TTC のデータセットの解析
- 物理化学的データと QSAR の予想する毒性データの利用可能性の調査
- 新しい電子データセットの発表

Munro ら (1996) の非がん毒性エンドポイントデータセット及び発がん性データベース (CPDB : Carcinogen Potency Database) データセットをコンパイルし、これら2つの新しいデータセットを作成して EFSA のウェブサイトからダウンロードできるようにした。

全体として Munro 及び CPDB のデータセットは化学的性質を良く反映している。さらに Cramer の枠組み (化学構造にもとづいて化学物質の毒性を3クラスに分類、JECFA や EFSA の香料評価で使用されている) は、がんおよび非がんエンドポイントについて十分保守的であり、化学構造と毒性の関係を探るためにインフォマティクスが使用できる可能性を示している。

#### 4. EFSA の食品と飼料の安全性危機準備と対応についての年次報告書 2010

Annual report on EFSA's food and feed safety crisis preparedness and response 2010

Published: 22 June 2011

[http://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/168e.htm?WT.mc\\_id=EFS AHL01&emt=1](http://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/168e.htm?WT.mc_id=EFS AHL01&emt=1)

EFSA は緊急の科学的助言要請に対応する方法を定めており、定期的に危機対応訓練を行っている。2010 年は内部訓練を1回行い、欧州委員会の要請による助言を2回 (インド産ブドウの残留クロルメコート、アイスランドの Eyjafjallajökull 火山噴火にともなう火山灰による影響) 発表した。

#### 5. EFSA はアスパルテームに関するデータ要請の結果オリジナル研究のデータを入手

EFSA receives original studies on aspartame in its public call for data

29 June 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/110629.htm>

EFSA は EC の要請により 2012 年に人工甘味料アスパルテーム (E951) の完全再評価 (full re-evaluation) を行うにあたり、データの募集を開始していた。EFSA はアスパルテームに関するデータ募集の結果、アスパルテームが 1980 年代にヨーロッパで認可された際の 112 のオリジナル研究のデータを含むデータを受け取った。募集は 2011 年 9 月 30 日まで継続する。

#### 6. エディトリアル: 農薬についての結論

Editorial: Conclusions on Pesticides

EFSA Journal 2011;9(6):e961 [4 pp.] 30 June 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/e961.htm>

EU における農薬の有効成分認可決定は EFSA の農薬リスク評価ピアレビューに関する

結論にもとづいている。この結論の採択方法が必ずしも理解されていないので、ここで説明する。最初に申請者から提出された申請書を加盟国が初期評価して評価案を作成する。EFSA は PPR パネルの作成したガイドラインに従って結論を出す。この方法は他のパネルが行っている科学的意見とは異なる。

#### 7. アルファアミラーゼ遺伝子を組み換えた *Bacillus licheniformis* 及び *Aspergillus niger* の試験的記述例の評価

Evaluation of trial descriptions of strains of *Bacillus licheniformis* and *Aspergillus niger* genetically modified with alpha-amylase gene(s)

EFSA Journal 2011;9(6):2284 [14 pp.] 30 June 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2284.htm>

酵素製品製造配合社協会(AMFEP)からの要請により、EFSA はアルファアミラーゼ遺伝子を導入したと仮定した *Bacillus licheniformis* 及び *Aspergillus niger* の評価を行った。いくつかのシナリオを検討してリスク評価に必要なデータの説明を提供した。

#### 8. EFSA はまるごとの食品及び飼料の 90 日間混餌投与試験ガイドラインにパブリックコメント募集

EFSA launches its guidance on 90-day feeding studies on whole food and feed for public consultation

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/110707.htm>

EFSA は、齧歯類でのまるごとの (whole) 食品及び飼料の 90 日間混餌投与試験ガイドライン案へのパブリックコメント募集を開始した。ガイドライン案では、1つのケージに週齢や体重をマッチさせた 2 匹で飼育する「無作為化ブロックデザイン」を提案している。このデザインは、使用する動物数を制限しながら試験動物間の変動を小さくすることで試験の質を高め、2 匹で飼育することは動物福祉の観点からも推奨されるとしている。ガイダンスでは実践例として新規食品及び GMO の安全性試験を示し、適切な動物数として 96 匹を提案している。また、ガイダンスには試験飼料の調合、統計分析、結果報告のハーモナイズについても言及している。意見は 8 月 22 日まで募集し、2011 年秋に最終版を公表する予定である。

#### 9. 飼料添加物に関する科学的意見等

- 産卵鶏、マイナー家禽 (アヒルやガチョウ、ウズラ、キジ、ハトを含む) およびブタ肥育用飼料添加物としての Econase XT P/L (エンド-1,4-ベータ-キシラナーゼ) の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of Econase XT P/L (endo-1,4-beta-xylanase) as a feed additive for laying hens, minor poultry species (including ducks, geese, quails, pheasants and pigeons) and pigs for fattening

EFSA Journal 2011;9(6):2277 [14 pp.] 28 June 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2277.htm>

FEEDAP パネル（飼料添加物に関する科学パネル）は、Econase XT は鶏やシチメンチヨウの肥育用などに既に認可されており、これは適用範囲の拡大申請であると結論した。また、鶏での 100 倍量の安全性試験から、全ての家禽類に拡大可能であるとしている。

- 離乳子豚の飼料添加物としての AveMix® XG 10 (エンド-1,4-ベータ-キシラナーゼとエンド-1,3(4)-ベータ-グルカナーゼ)の安全性と有効性

Opinion on the safety and efficacy of AveMix® XG 10 (endo-1,4-beta-xylanase and endo-1,3(4)-beta-glucanase) as feed additive for weaned piglets

EFSA Journal 2011;9(6):2278 [1 pp.].

29 June 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2278.htm>

FEEDAP パネルは、既に鶏肥育用に認可されている製品の適用拡大申請であり、安全で有効であると結論した。

## 10. 香料グループ評価

- 香料グループ評価 25 改訂 2(FGE.25Rev2):化学グループ 31 の脂肪族および芳香族炭化水素

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 25, Revision 2 (FGE.25Rev2): Aliphatic and aromatic hydrocarbons from chemical group 31

EFSA Journal 2011; 9(6):2177 [126 pp.] 29 June 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2177.htm>

37 の物質について評価した。このうち 10 物質は日常的な摂取による安全性の懸念はないが、残りの 27 物質については適当な NOAEL が設定できず、追加データが必要であるとしている。

- 香料グループ評価 78 改訂 1 (FGE.78 Rev1) EFSA が FGE.25 Rev2 で評価した脂肪族及び芳香族炭化水素に構造的に関連する JECFA(63 回会合)で評価された脂肪族、脂環式及び芳香族炭化水素 AFC パネルの意見

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 78, Revision 1 (FGE.78Rev1): Consideration of aliphatic and alicyclic and aromatic hydrocarbons evaluated by JECFA (63<sup>rd</sup> meeting) structurally related to aliphatic and aromatic hydrocarbons evaluated by EFSA in FGE.25Rev2

EFSA Journal 2011; 9(6):2178 [69 pp.] 29 June 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2178.htm>

第 65 回 JECFA 会議で評価された 24 の脂肪族及び脂環式及び芳香族炭化水素について検討した。ベータミルセンのデータとそれに対する評価が追加された。

- 香料グループ評価 98 (FGE.98): 3つの環状不飽和デルタラクトン

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 98 (FGE.98): Consideration of three ring-unsaturated delta-lactones

EFSA Journal 2011; 9(7):2179 [72 pp.] 05 July 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2179.htm>

JECFA がこれら 3 物質については代謝の情報が必要としたが、EFSA はこれらは FGE.10Rev2 で評価した脂肪族ラクトンと同様無害な代謝物になると考え、段階的アプローチで評価した。3 物質とも MSDI アプローチによる推定摂取量では安全上の懸念はないと結論した。

- 
- 英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <http://www.food.gov.uk/>

#### 1. FSA は土を食べることについて警告

FSA issues warning about eating clay

Thursday 30 June 2011

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2011/june/clay>

妊娠女性が「sikor」または「shikor mati」と呼ばれる土を喫食することは、有害化合物が高濃度含まれる可能性があるため赤ちゃんに有害である可能性がある。アジアやアフリカでは、体に良いと信じている妊娠女性が土や粘土を喫食することがある。De Montfort 大学の最近の研究では、バングラデシュから輸入され、Birmingham、Leicester 及び Luton で販売されていた土に高濃度の鉛やヒ素を検出した。ヒ素暴露は肺や皮膚や膀胱のがんと関連し、鉛は胎児の脳の発育に影響して知能に影響する。

- 
- 英国環境・食料・農村地域省 (DEFRA : Department for Environment, Food and Rural Affairs) <http://www.defra.gov.uk/>

#### 1. 600 万ポンドの動物用医薬品の密輸で 13 人が有罪判決

Thirteen convicted for £6m vet medicine smuggling

8 July 2011

<http://www.defra.gov.uk/news/2011/07/08/thirteen-convicted-for-vet-medicine-smuggling/>

ヨーロッパにおける過去最大の違法動物用医薬品ビジネスに関連して 13 人が有罪判決を

受けた。彼らは 4,000 以上の英国の顧客に未承認薬または処方薬を販売していた。販売されていた医薬品は非ステロイド抗炎症薬、タンパク同化ステロイド、抗生物質、鎮静剤、痛み止めなどである。

---

●英国医薬品・医療製品規制庁 (MHRA : Medicines and Healthcare products Regulatory Agency) <http://www.mhra.gov.uk/>

## 1. ハーブ安全性警告

All herbal safety warnings and alerts

<http://www.mhra.gov.uk/Safetyinformation/Generalsafetyinformationandadvice/Herbalmedicines/Herbalsafetyupdates/Allherbalsafetyupdates/index.htm>

他国の機関が発表しているものを新たに取り上げている。

(例 : 2011 年 7 月 1 日付)

- カナダ政府 : 中国製ハーブの減量用製品「Fat Burner No. 1」から表示されていないシブトラミン類似化合物及びシルデナフィルが検出された。
- カナダ政府 : 「Durazest for Men and Once More」タダラフィルの類似化合物であるタダラフィルが検出された。
- 米国政府 : 「Best Sexual Enhancer 150mg カプセル」は表示されていないシルデナフィル類似化合物のスルホアイルデナフィルが検出された。
- スイス政府 : 「Goji More 10g sachets」はシルデナフィル類似化合物であるアミノタダラフィルが検出された (本ウェブサイト写真有り)。
- 香港政府 : 「[W.S] Gan Mao Ling(batch no: 801128A1)」から許容レベルを超えるヒ素が検出された。
- 香港政府 : 子どもの夜のぐずりや発熱用の「Youzhi Baoying Dan (Hua Tuo Brand)」から許容レベルを超える水銀が検出された。

## 2. 消費者に対し勃起不全用に販売されている Africa Black Ant、Rock Hard Weekend、Pandora および The Best を使用しないよう警告

Advice to consumers not to use Africa Black Ant, Rock Hard Weekend, Pandora and The Best, marketed for erectile dysfunction

27 June 2011

<http://www.mhra.gov.uk/Safetyinformation/Generalsafetyinformationandadvice/Herbalmedicines/Herbalsafetyupdates/Allherbalsafetyupdates/CON120395>

MHRA は消費者に対し、Africa Black Ant、Rock Hard Weekend、Pandora および The Best は有害影響の可能性があると使用しないよう警告する。これらの製品はインター

ネットなどで「ナチュラルハーブサプリメント」、「ハーブのバイアグラ」などと宣伝されているが、ベルギー当局及び米国 FDA からシルデナフィルが検出されたとの報告を受けている。

### 3. MHRA は危険な「ハーブ」治療薬に警告

Press release: MHRA warns about dangerous 'herbal' treatments

Thursday 30 June 2011

<http://www.mhra.gov.uk/NewsCentre/Pressreleases/CON120474>

勃起不全用の認可されていないハーブレメディは重大な健康リスクとなる可能性がある

MHRA はベルギーの医薬品当局や米国 FDA から「Africa Black Ant」、「Rock Hard Weekend」、「Pandora」および「The Best」についての助言を受けている。これらの未承認製品には処方薬成分であるシルデナフィルが含まれる。当該製品はインターネットで「ハーブサプリメント」として販売されていた。

MHRA のハーブ政策部門長 Richard Woodfield は、「歴史的に、未承認ハーブ医薬品については、人々はその品質基準がバラバラでしばしば低いことがあることに注意しなければならなかった。しかし現在は英国には伝統ハーブ登録（THR）計画により基準を満たす製品が増えている。表示された THR ロゴや製品ライセンス番号を確認することができる。」と述べている。

---

●オランダ RIVM（国立公衆衛生環境研究所：National Institute for Public Health and the Environment）

<http://www.rivm.nl/en/>

#### 1. エンドスルフアン：世界での使用の段階的禁止に反対する主張の精査

Endosulfan : A closer look at the arguments against a worldwide phase out

2011-06-28

<http://www.rivm.nl/bibliotheek/rapporten/601356002.html>

2007 年に欧州委員会は殺虫剤エンドスルフアンの世界での段階的禁止を提案した。RIVM は、それに対する反論の妥当性を検討した。ほとんどの反論は科学的データにより否定できるものであった。

---

●フランス食品・環境・労働衛生安全庁（ANSES : Agence Nationale de Sécurité Sanitaire de L'alimentation, de L'environnement et du Travail）

<http://www.anses.fr/>

## 1. 食事からの化学物質暴露: ANSES は第 2 回フランス人トータルダイエツトスタヂの結果を発表

Dietary exposure to chemical substances: ANSES publishes the results of the second French Total Diet Study

30 June 2011

<http://www.anses.fr/PMEC0079IO.htm>

全体として、第 2 回トータルダイエツトスタヂ (TDS2) ではフランスにおける食品中化学汚染物質による健康リスクは適切にコントロールされていることが確認された。しかしながら、一部の集団では、鉛、カドミウム、無機ヒ素及びアクリルアミドなどの毒性学的閾値を超過するリスクがあることも明らかにし、暴露低減のための努力が必要である。これらのリスクは特定の食品の多量摂取に関連するため、ANSES は多様な食品をバランスよく適量食べることの重要性を強調する。

最後に、この研究はこれまで規制対象となっていない食品中成分の毒性や分析に関わる科学的知見の改善の必要性を強調した。

詳細情報については現時点ではフランス語だが、英語版はまもなく発表する。

---

## ●アイルランド食品安全局 (FSAI : Food Safety Authority of Ireland)

<http://www.fsai.ie/index.asp>

### 1. 94%の予防的食食物アレルギー表示は信頼できない

94% of Precautionary Food Allergen Labels are Unreliable

Tuesday, 28 June 2011

[http://www.fsai.ie/news\\_centre/press\\_releases/AllergenSurvey28062011.html](http://www.fsai.ie/news_centre/press_releases/AllergenSurvey28062011.html)

予防的アレルギー表示の増加はアレルギー患者の食品選択を制限する

FSAI は食食物アレルギー調査の結果を発表した。予防的食食物アレルギー表示のある食品の 94% は表示されているアレルギーを検出可能な量含んでいなかった。これは不必要な予防表示が行われているということであり、アレルギーのある消費者にとって、すでに制限されている選択肢がさらに制限されることになる。

FSAI の調査では、229 の食品について 267 の検査を行い、ピーナツツ、卵及び大豆成分の存在について検討した。予防的アレルギー表示のある食品のうち、卵については 6%、大豆については 3% のみを実際に成分を含んでいた。ナツツの警告がある 75 検体中 5 検体のみがピーナツツ陽性であった。一方、アレルギー表示のない 106 検体のうち 2% からピーナツツが検出され、卵と大豆は各々 5% 検出された。1 検体については卵及びピーナツツの両

方が検出され、卵の検出量は表示義務のないコンタミではなく原料として使用された量だった。

\* 報告書 : Food Allergens & Labelling Survey

[http://www.fsai.ie/resources\\_publications/allergen\\_labelling\\_2011.html.html](http://www.fsai.ie/resources_publications/allergen_labelling_2011.html.html)

---

● フィンランド食品安全局 (Evira/ Finnish Food Safety Authority)

<http://www.evira.fi/portal/en/evira/>

### 1. ヒ素分析の新しい可能性

New possibilities for arsenic analysis

04.07.2011

[http://www.evira.fi/portal/en/food/current\\_issues/?bid=2609](http://www.evira.fi/portal/en/food/current_issues/?bid=2609)

Evira の化学および毒性研究ユニット (Chemistry and Toxicology Research Unit) が、コメ中の各種ヒ素を識別する分析法を開発

新しい方法を用いて、食品中によく見られる 5 種類のヒ素化合物を分離することが可能になった。5 種類とは、3 種の有機ヒ素化合物及び 2 種の無機ヒ素化合物である：ヒ素及びヒ酸。

ヒトの健康にとって最も健康ハザードとなる可能性があるヒ素の種類は、無機のヒ酸と亜ヒ酸である。分析法は初めに無機ヒ素濃度が高いことがわかっているコメを対象に開発された。無機ヒ素は、胚、皮膚、膀胱のがんを誘発する。EFSA によれば、無機ヒ素濃度の高い食品を大量に食べる消費者の「安全性マージンは狭い」とされている。

#### 2つの機器を組み合わせた新しい方法

新しい方法は HPLC と ICP-MS を組み合わせたものである。

#### ヒ素元素及びヒ素化合物のヒトへの毒性の違い

ヒ素はほぼ全ての食品に低濃度存在する半金属で、通常食品には数 10 種類もの異なるヒ素化合物が含まれる。フィンランドで販売されているコメのヒ素濃度についての調査結果は今年後半に発表される予定である。

#### 食品中の無機ヒ素について必要なさらなる研究

EU は 1993 年に設定された WHO の飲料水基準  $10 \mu\text{g/L}$  を採用している。食品については現在ヒ素または無機ヒ素の基準は設定されていない。EFSA などの専門家によれば、食品中の無機ヒ素や消費者の暴露量についてはさらなる研究が必要である。

#### Evira は無機ヒ素の分析をさらに発展させる

Evira は、コメ以外にも魚介類や他の穀物などの無機ヒ素濃度分析法を開発する計画である。魚及び貝には比較的高濃度のヒ素が存在するが、かなりの部分は有機ヒ素である。無機ヒ素については、コメに加えて、他の穀類、特に重要なものとして小麦が目目されている

る。

---

● 米国食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration） <http://www.fda.gov/>,

1. ニューヨークのダイエタリーサプリメント会社が同意判決

FDA: New York dietary supplement manufacturer enters into consent decree

June 30, 2011

<http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm261549.htm>

疾患治療効果を謳った製品の販売中止に合意

Artery Health Institute LLC 及び DeSousa LLC を運営していた Howard Sousa が永久差し止め命令の同意文書に署名した。Sousa は EDTA 経口キレートカプセルを心血管系疾患や腎臓結石に効くと宣伝して販売していた。

\*参考：食品安全情報 2010 年 22 号

(FDA) FDA は未認可「キレーション」の製品販売業者に警告

(FDA) Q&A

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2010/foodinfo201022c.pdf>

2. FDA は密輸対策戦略と新しい食品成分についてのガイドライン案を発表

FDA issues anti-smuggling strategy and draft guidance on new dietary ingredients

July 5, 2011

<http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm261550.htm>

FDA は食品安全近代化法により要求されていた 2 つの任務を完了した。

保健福祉省及び国土安全保障省の協力により開発された密輸対策戦略、及びダイエタリーサプリメント業者に対し新規成分を使う場合には事前に FDA に通知することを求めるガイドライン案である。

---

● 米国環境保護庁（EPA：Environmental Protection Agency） <http://www.epa.gov/>

1. EPA は侵襲的カメムシコントロールのために 2 つの殺虫剤を認可

EPA Approves Two Insecticides for Control of Invasive Stink Bug

06/30/2011

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/effe922a687433c85257359003f5340/d1e7ab6>

[461732e50852578bf006812e7!OpenDocument](#)

2011年6月24日、EPAは果樹のクサギカメムシ (Brown Marmorated Stink Bug) 管理のため、殺虫剤ジノテフラン (商品名 Venom と Scorpion) の緊急使用を認可した。この緊急的な認可は、バージニア州、メリーランド州、デラウェア州、ペンシルバニア州、ウエストバージニア州、ノースカロライナ州及びニュージャージー州に適用される。核果類 (桃、プラム、サクランボ等) と仁果類 (リンゴ、梨等) の生産者がクサギカメムシ管理のために殺虫剤ジノテフランの使用が1シーズン許可される。

\*害虫の詳細: Brown Marmorated Stink Bug

<http://www.epa.gov/pesticides/controlling/stinkbugs/>

---

● 米国疾病予防管理センター (US CDC : Centers for Disease Control and Prevention)  
<http://www.cdc.gov/>

### 1. 高ナトリウム、低カリウム食が死亡リスクと関連

High Sodium, Low Potassium Diet Linked to Increased Risk of Death

July 11, 2011

[http://www.cdc.gov/media/releases/2011/p0711\\_sodiumpotassiumdiet.html](http://www.cdc.gov/media/releases/2011/p0711_sodiumpotassiumdiet.html)

Archives of Internal Medicine<sup>注1</sup>に発表されたCDCの研究者らによる論文によれば、ナトリウムが多くカリウムが少ない食生活の米国人は何らかの原因による死亡リスクが50%高く、心臓発作による死亡リスクが2倍である。

これはナトリウム及びカリウムの摂取と死亡率の関連性について調べた最初の研究である。NHANES (National Health and Nutrition Examination Survey) のデータを用いて、米国成人の健康と栄養状態を解析した。この知見では、米国成人が平均で1日3,300 mg という推奨摂取量1,500 mgの2倍以上のナトリウムを摂取していることが特に問題であるとされている。この研究は現在のナトリウム摂取量を減らすようにという公衆衛生対策をさらに支持するものである。

注1: Sodium and Potassium Intake and Mortality Among US Adults

Quanhe Yang et al.

Arch Intern Med. 2011;171(13):1183-1191

<http://archinte.ama-assn.org/cgi/content/short/171/13/1183>

四分位範囲で、Q1がナトリウム推定摂取量2,176mg、カリウム1,793mgでナトリウムとカリウムの比が0.98、Q2は順に3,040 mg、2,476 mg、1.17、Q3は3,864 mg、3,108 mg、1.33、Q4は5,135 mg、4,069 mg、1.57であった。

コメント

Sodium and Potassium Intake: Mortality Effects and Policy Implications

<http://archinte.ama-assn.org/cgi/content/full/171/13/1191>

ナトリウム/カリウム比について、野菜や果物を食べることでカリウム摂取量を上げるのは安全と考えられるが、サプリメントについては副作用の危険性もあり一般的には薦められない。この論文から政策に対して言えることは、1 番目に減塩努力は継続すること、2 番目に加工していない野菜や果物の摂取量を増やす対策をすること、3 番目にカリウムの栄養成分表示、4 番目は市販食品の包括的栄養成分データベースを作成すること、最後に介入試験による確認が必要であるとしている。

---

●米国農務省 (USDA : Department of Agriculture)

<http://www.usda.gov/wps/portal/usdahome>

**1. USDA は遺伝子組換え大豆の環境評価案にパブリックコメントを募集**

USDA Seeks Public Comment on Draft Environmental Assessment for Genetically Engineered Soybean

June 28, 2011

[http://www.aphis.usda.gov/newsroom/2011/06/engineered\\_soybean.shtml](http://www.aphis.usda.gov/newsroom/2011/06/engineered_soybean.shtml)

飽和及び多価不飽和脂肪酸含量が少なく単価不飽和脂肪酸が多く、かつグリホサート耐性の MON 87705 について規制解除が申請された。意見は 8 月 29 日まで募集する。

**2. USDA は昆虫耐性遺伝子組換え大豆の環境評価案にパブリックコメントを募集**

USDA Seeks Public Comment on Draft Environmental Assessment for Soybean Genetically Engineered for Insect Resistance

June 28, 2011

[http://www.aphis.usda.gov/newsroom/2011/06/environ\\_assessment\\_for\\_soybean.shtml](http://www.aphis.usda.gov/newsroom/2011/06/environ_assessment_for_soybean.shtml)

昆虫耐性タンパク質 Cry1Ac を発現する MON 87701 について規制解除が申請された。意見は 8 月 29 日まで募集する。

**3. USDA は遺伝子組換えトウモロコシ種子の規制解除を決定**

USDA Announces Decision to Deregulate Genetically Engineered Corn Seed

June 28, 2011

[http://www.aphis.usda.gov/newsroom/2011/06/engineered\\_corn\\_seed.shtml](http://www.aphis.usda.gov/newsroom/2011/06/engineered_corn_seed.shtml)

2011 年 1 月から行った DP-32138-1 の植物害虫リスク評価と環境評価についてのパブリックコメント募集に対して 52 の意見が寄せられた。その結果規制解除を決定した。

#### 4. USDA は昆虫及び除草剤耐性遺伝子組換え綿の環境評価案にパブリックコメントを募集

USDA Seeks Public Comment on Draft Environmental Assessment for Cotton Genetically Engineered for Insect Resistance and Herbicide Tolerance

June 28, 2011

[http://www.aphis.usda.gov/newsroom/2011/06/enviro\\_n\\_assessment\\_for\\_cotton.shtml](http://www.aphis.usda.gov/newsroom/2011/06/enviro_n_assessment_for_cotton.shtml)

Cry1Ab 綿 (event T304-40) と Cry2Ae 綿 (event GHB119)を通常の交配で掛け合わせたもの。意見は8月29日まで募集する。

---

● NIH (米国国立衛生研究所) のダイエタリーサプリメント局 (ODS : Office of Dietary Supplements) <http://ods.od.nih.gov/>

##### 1. スコープ：消費者向けニュースレター

The Scoop

June 2011

[http://ods.od.nih.gov/News/The\\_Scoop\\_-\\_June\\_2011.aspx](http://ods.od.nih.gov/News/The_Scoop_-_June_2011.aspx)

消費者向けニュースレター

- 米国成人のサプリメント使用が増加：CDC の報告書によると米国成人の半数以上 (53%) 以上がダイエタリーサプリメントを使用している。
- 放射能事故とヨウ素サプリメント：日本の放射能事故以来、ヨウ素サプリメントの販売や使用が増加している。専門家の指示なしにヨウ化カリウムを摂取するべきではない。日本の事故で米国に到達した放射性物質は極めて微量である。
- アサイーサプリメントの虚偽の痩身効果を宣伝しているニセニュースサイトが FTC に告発される。
- 他サプリメントを検討する前に食生活を見なおす。ほとんどのサプリメントは安全性確認がされていないため妊婦や子どもは特に注意する必要がある。

##### 注意事項

- 医師の診断によらない自己診断の健康上の問題を解決するためにサプリメントを使用しないこと。
- 医師の相談無しに処方薬と併用したり、処方薬の代替品として使用しないこと。
- 何らかの手術の予定があるなら、使用しているサプリメントについて医師に相談すること。
- 「ナチュラル」という単語は安全を意味しない。ある種のハーブは肝障害性がある。

---

● カナダ食品検査庁 (CFIA : Canadian Food Inspection Agency)

<http://www.inspection.gc.ca/english/toce.shtml>

1. 決定文書：モンサントカナダの大豆(Glycine max (L.) Merr.) Event MON 87701 の安全性について

Decision Document DD2010-81

Determination of the Safety of Monsanto Canada Inc.'s Soybean (Glycine max (L.) Merr.) Event MON 87701

<http://www.inspection.gc.ca/english/plaveg/bio/dd/dd1081e.shtml>

CFIA はモンサントカナダ社が提出した害虫抵抗性大豆 event MON 87701 に関する申請について評価を実施した。その結果、event MON87701 は現在販売されている大豆と比較して飼料として安全性の懸念はないことから、event MON 87701 およびそれに由来する系統の飼料としての使用を認めるとした。

2. 国際協定によりカナダの消費者にオーガニック食品の選択肢が増加

International Arrangement Gives Canadian Consumers More Organic Food Choices

July 5, 2011

<http://www.inspection.gc.ca/english/corpaffr/newcom/2011/20110705e.shtml>

カナダと EU の協定により、カナダのオーガニック生産者は輸出の機会が増加し、消費者はオーガニック製品の選択肢が増加する。

「カナダ—EU オーガニック等価協定 (Canada—European Union Organic Equivalency Arrangement)」が結ばれ、この二国間では有機製品の輸出入に追加の認証が必要ではなくなる。

3. Syngenta Seeds Canada 社からの Event 5307 トウモロコシの新規食品、家畜飼料、環境放出認可申請の通知

Notice of Submission for Approval of Novel Food, Livestock Feed and Unconfined Environmental Release for Event 5307 Maize from Syngenta Seeds Canada Inc

April 26, 2011

Date modified: 2011-07-05

<http://www.inspection.gc.ca/english/plaveg/bio/subs/2011/20110705e.shtml>

CFIA 及びヘルスカナダは、Syngenta Seeds Canada 社から Event 5307 トウモロコシ (Northern 及び Western Corn Rootworms 耐性遺伝子組換え) の新規食品、家畜飼料、環境放出認可申請が提出された。この事案に関する意見を 2011 年 9 月 3 日まで募集する。

- 
- オーストラリア・ニュージーランド食品基準局  
(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)  
<http://www.foodstandards.gov.au/>

### 1. 企業向け食品基準サービス

Service delivers to industry on Food Standards Code

1 July 2011

<http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/newsroom/mediareleases/mediareleases2011/servicedeliverstoind5208.cfm>

食品企業がオーストラリア・ニュージーランド食品基準 (Australia New Zealand Food Standards Code) を理解するのに役立つ新しいサービス (Code Interpretation Service) を開始した。複雑な基準について、一元的に助言を提供することで企業の負荷を軽減するものである。

\*参考：食品安全情報 2011 年 12 号

(FSANZ) 基準解説サービス

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2011/foodinfo201112c.pdf>

### 2. 食品基準通知

Food Standards Notification Circular

6 July 2011

<http://www.foodstandards.gov.au/foodstandards/changingthecode/notificationcircularchangingthecode/notificationcircular5210.cfm>

・遺伝子組換え除草剤耐性大豆 DAS-68416-4 由来食品の認可申請の 2 次評価案に対する意見募集

・人工甘味料アドバンテーム、柿の照射、加工助剤としてのグリセロリン脂質コレステロールアシルトランスフェラーゼの認可と議会通知など。

### 3. 食品基準改定 No. 124 (FSC 66)

Amendment No. 124 (FSC 66)

11 July 2011

<http://www.foodstandards.gov.au/foodstandards/changingthecode/gazettenotices/amendment12411july205212.cfm>

今回の改訂に含まれるのは、食品添加物としてのカルシウムリグノスルホネート、ステビオール配糖体の使用許容量増加、除草剤耐性高オレイン酸大豆系統 MON87705 由来食品などである。

---

● オーストラリア農薬・動物用医薬品局 (APVMA : Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority) <http://www.apvma.gov.au/>

### 1. オーストラリアのレギュラトリーサイエンスは他国のそれとどう比較されるのか

How does Australian regulatory science compare with that of other countries?

30 June 2011

[http://www.apvma.gov.au/news\\_media/our\\_view/2011/2011-06-30\\_compare\\_reg\\_science.php](http://www.apvma.gov.au/news_media/our_view/2011/2011-06-30_compare_reg_science.php)

オーストラリアの規制システムは他の国の規制機関と同じ枠組みを使用して同じように行われている。評価プロセスには共通の研究の条件があり、規制上の意思決定には同じ種類と質の研究が用いられ、国際レギュラトリーサイエンスフォーラムに活発に参加し、新しい成分については他国と協力している。

使用しているレギュラトリーサイエンスが同じであっても国により認可されている農薬が違うのは、気候や害虫が違うこと、企業が国により違うこと、特定の使用目的を含む認可の法的基準が違うことなどによる。

### 2. APVMA のエンドスルファン規制は遅かったのか?

Was the APVMA slow in taking regulatory action against endosulfan?

30 June 2011

[http://www.apvma.gov.au/news\\_media/community/2011-03\\_regulatory\\_action\\_endosulfan.php](http://www.apvma.gov.au/news_media/community/2011-03_regulatory_action_endosulfan.php)

環境保護主義者らが APVMA による殺虫剤エンドスルファンの規制が遅いと主張している。この主張は、おそらく 60 もの国がオーストラリアより先にエンドスルファンの禁止を決定したからである。彼らは、その結果としてオーストラリア国民が不必要なリスクに曝されていると主張している。

オーストラリアの規制では、APVMA が安全に使用できると認めたもののみが販売できる。安全上懸念があるという信用できる根拠があれば APVMA は対応する。APVMA が化合物の登録を抹消し市場から排除するのは、リスクを管理できないことを示唆する根拠があるときのみである。

APVMA は、エンドスルファンについては 1995 年、2002 年及び 2005 年と徐々に対応してきた。その結果エンドスルファンは厳しくコントロールされている。

2010 年の保健・高齢化省 (Department of Health and Ageing) の外部評価では、2005 年の規制はヒト健康を守るのに有効であるとしている。2010 年に持続可能性・環境・水・

集団コミュニティ省（DSEWPAC）に 2005 年以降の科学研究をレビューするよう求め、DSEWPAC は散布ドリフト及び流出が水棲生物に有害影響を与える可能性があるとして助言した。APVMA はこの状況下でさらなる規制強化を行うのは不可能と考え、エンドスルファンの登録廃止を決定した。

APVMA より早い時期にエンドスルファンの登録を廃止した国もあるが、それらの多くはエンドスルファンのリスクを管理できなかった国である。一方オーストラリアには十分に優れた規制ツールがあり、ヒト健康や環境を保護しながらエンドスルファンの利益を享受することができた。従ってオーストラリアのエンドスルファン登録の廃止が遅かったのは規制の弱点というよりむしろ成功であると言える。

### 3. レビューの知見にもとづきアジンホスメチルの使用法表示更新

Updated label directions for azinphos-methyl based on review findings

7 July 2011

[http://www.apvma.gov.au/news\\_media/news/2011/2011-07-07\\_azinphos\\_methyl\\_review.php](http://www.apvma.gov.au/news_media/news/2011/2011-07-07_azinphos_methyl_review.php)

散布ドリフトに関する表示が 2006 年以前の方法論にもとづき現行の基本原則を反映していないため、APVMA は企業との協力で自主的な表示改訂を認めた。さらに、APVMA はアジンホスメチルのレビューを公表した。

\* レビュー : Azinphos-methyl

[http://www.apvma.gov.au/products/review/current/azinphos\\_methyl.php](http://www.apvma.gov.au/products/review/current/azinphos_methyl.php)

### 4. 表示改訂についての意見募集開始

Consultation on labelling reforms begins

8 July 2011

[http://www.apvma.gov.au/news\\_media/news/2011/2011-07-08\\_labelling\\_reforms.php](http://www.apvma.gov.au/news_media/news/2011/2011-07-08_labelling_reforms.php)

農薬や動物用医薬品の表示改定案について、2011 年 8 月 5 日まで意見を募集する。

---

● オーストラリア TGA (TGA : Therapeutic Goods Administration)

<http://www.tga.health.gov.au/index.htm>

### 1. 安全性助言 清脂 3 天

Pure Fat Three Days Reduce Weight capsules

28 June 2011

<http://www.tga.gov.au/safety/alerts-medicine-pure-fat-110628.htm>

TGA は、「Pure Fat Three Days Reduce Weight capsules」という製品をインターネットを介して購入する消費者がいるとの情報を得ている。当該製品には 100%ハーブという記述があるが、TGA の検査室は検査で治療量のシブトラミンを検出した。

---

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/frontpagetextonly.htm>

1. 12 食品が安全性検査に不合格

12 foods fail safety checks

June 29, 2011

[http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/06/20110629\\_144120.shtml](http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/06/20110629_144120.shtml)

5月の食品安全センターによる 14,000 検体の食品の検査の結果、12 食品が不合格だった。内容は冷凍仔ブタの残留動物用医薬品基準値超過、乾燥魚の禁止動物用医薬品、アイスクリームの微生物、ピーナッツのアフラトキシン、スポーツ飲料の可塑剤であった。

2. 台湾産お菓子リコール

Taiwan snack recalled

July 04, 2011

[http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/07/20110705\\_122012.shtml](http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/07/20110705_122012.shtml)

マカオ当局が可塑剤を検出したため、台湾産の EDO Pack パイナップルパイの回収を命令した。

3. 99%の食品は表示計画に準拠

99% of foods labelling-scheme compliant

July 08, 2011

[http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/07/20110708\\_165323.shtml](http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/07/20110708_165323.shtml)

食品安全センターは栄養表示計画が発効した昨年 7 月 1 日以降、16,200 以上の包装済み食品を検査し、全体として 99.3%が準拠していた。

昨年行われた Bauhinia 財団研究センターの電話インタビューでは、1,000 人の対象者のうち約 80%が、栄養成分表示計画がより健康的な食品を選ぶのに役に立ったと回答している。

---

● 韓国食品医薬品安全庁 (KFDA : Korean Food and Drug Administration)

<http://www.kfda.go.kr/intro.html>

## 1. 日本原子力発電所関連食品医薬品安全庁対応及び管理動向 [11]

2011.07.05

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&page=safeinfo&mmid=327&seq=15557>

食品医薬品安全庁は、日本の群馬県で生産される茶に対して 2011 年 7 月 4 日から暫定輸入中断措置にしたと発表した。

この措置は、日本政府が摂取または出荷制限している品目について暫定輸入中断対象に含めることにしてから 6 番目に追加されたものである。同時に食品医薬品安全庁は、暫定輸入中断された食品以外に日本から輸入される食品等に対して輸入時ごとに放射能検査を実施し、その結果を毎日ホームページ([www.kfda.go.kr](http://www.kfda.go.kr))で持続的に提供している。

## 2. グリーンフードゾーン子供食生活安全管理改善推進－関心と管理で子供食生活安全向上－

2011-07-08

[http://kfda.korea.kr/gonews/branch.do?GONEWSSID=vS2kTbhGh83JNGfGkK2mjSqKvYThWMqP2fpN072n2m0fGdxP094g!231021066!1390406867&act=detailView&dataId=155767497&sectionId=p\\_sec\\_1&type=news&flComment=1&flReply=0](http://kfda.korea.kr/gonews/branch.do?GONEWSSID=vS2kTbhGh83JNGfGkK2mjSqKvYThWMqP2fpN072n2m0fGdxP094g!231021066!1390406867&act=detailView&dataId=155767497&sectionId=p_sec_1&type=news&flComment=1&flReply=0)

食品医薬品安全庁は、学校周辺の食品衛生環境改善のために食品安全保護区域(グリーンフードゾーン)「自主優秀衛生基準」を準備し、7 月から施行すると発表した。

※ グリーンフードゾーン(Green Food Zone)：安全で衛生的な食品販売環境をつくり、子供を保護するために学校周辺 200m 範囲の区域を定めて管理する。

今回の基準は食品接客業(飲食店等)や食品販売業(学校売店含む)に対する優秀衛生基準である。

[主要内容]

### 1. 食品接客業(飲食店等)に対する優秀衛生基準

○食中毒発生のおそれがあるのり巻きなどはお客さんが注文してから調理して販売

○料理食品に対して減塩など食品安全及び栄養などに対する政府政策遵守

### 2. 食品販売業(学校売店を含む)に対する優秀衛生基準

○学校売店は手消毒器または手洗浄機設置と食生活改善のための広告用掲示板または TV などを設置

○無表示製品や高熱量・低栄養食品の販売禁止強調

また、食品の非衛生的取り扱いを防止するために、営業者が自主点検表を用意して点検できるように自主遵守事項などを提示する。主要内容は ▲必ず手を洗った後に料理する、▲流通期限が過ぎた原料を料理に使用しない、▲食品はきれいに衛生的に保管・陳列・販売する、▲表示のない食品は販売しない、▲高熱量・低栄養食品は販売しないように努力するなど。

### 3. 食品の基準・規格をモバイルで解決

食品基準課 2011.07.11

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=1&seq=15592&cmd=v>

食品医薬品安全庁は、スマートフォン使用者が急増しているため、食品公典(食品の基準及び規格)を誰でも簡単に探せるアプリケーションを開発して普及すると発表した。

### 4. 夏期食中毒予防のためのユッケの特別収去検査を実施

食品管理課 2011.06.28

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=2&seq=15480&cmd=v>

食品医薬品安全庁は、夏期食中毒予防のため、7月の1ヶ月間に全国の飲食店で料理・販売されるユッケに対して特別収去検査を実施すると発表した

---

### ●シンガポール農畜産食品局 (AVA : Agri-Food Veterinary Authority of Singapore)

<http://www.ava.gov.sg/>

#### 1. フタル酸汚染のため輸入停止やリコールされた製品のリスト

Products suspended from import and recalled from sale due to phthalates contamination (as at 7 July 2011):

<http://www.ava.gov.sg/STATUSOFPRODUCTSWITHPHTHALATESCONTAMINATION.htm>

最新更新日 : 2011年7月7日

以上

---

食品化学物質情報

連絡先 : 安全情報部第三室